

令和6年度（令和6年4月1日～翌年3月31日）

玉名市認可保育所等入所案内



●保育所とは

保育所は、保護者の就労や病気などのため保育を必要とする場合に保護者に代わって保育する施設です。

●認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

●地域型保育事業とは

地域型保育事業は、少人数の単位で、0歳から2歳児までの子どもを預かる施設です。
玉名市には現在、小規模保育事業と事業所内保育事業の2種類の施設があります。

●認可保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の入所の要件

保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の利用を希望する場合は、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

（1）支給認定の種類

認定区分	子どもの状況	利用できる主な施設
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園
2号認定 （保育認定）	満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定 （保育認定）	満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望する場合	保育所・認定こども園 地域型保育事業

（2）保育の必要な事由

- ① 就労（1ヶ月48時間以上）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院などしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること
- ② 育休取得中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ③ その他これらのことに類する状態として市が認める場合

（3）保育の必要量

2号認定または3号認定を受ける方は、保護者の就労形態などにより、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

- ① 保育標準時間利用：フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- ② 保育短時間利用：パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

（4）児童及び保護者が玉名市内に住所を有すること（R6年4月1日現在もしくは入所希望月の1日現在）。

※ 玉名市外にお住まいの方は、利用開始日までに玉名市内へ転入予定の方、里帰り出産のため一定期間玉名市内にお住まいの方に限り、お申込みいただけます。

●入所関係書類の配布および受付期間

令和5年11月1日（水）～令和5年11月17日（金）

申込みに必要な書類は、上記期間中に配布を行います。

現在入所中で、令和6年度も継続して入所をご希望の場合も、同様に申込みが必要になります。

※ 5月以降の年度途中の入所を希望される場合も、必ず上記期間内にお申し込みください。

※ 上記受付期間以降は、「欠員補充分」として、子育て支援課にて受付します。

●入所申込み書類の配布および受付場所

第1希望が 玉名市内 の認可保育所・ 認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の場合	第1希望の施設 （施設の休日を除く）
第1希望が 玉名市外 の認可保育所・ 認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の場合	玉名市役所子育て支援課 （土日祝日を除く） ※広域入所には要件があります。詳しくはお尋ねください。

※ 提出できる申込書は児童ひとりにつき1枚です。重複して入所申込みはできません。

●入所に必要な書類・・・入所には、次の（A）～（E）のうち該当する書類が必要です。

- (A) 保育所等入所申込書兼児童台帳（表）・入所状況調書（裏）
- (B) 令和6年度 保育所等の入所に関する確認票（同意書）（表・裏）
- (C) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（新規入所申込者のみ）
- (D) 保育を必要とする事由の証明書

※期間内のお申込み分については、証明日（記入日）が令和5年10月以降のもののみ受け付けます。

No.	保育を必要とする事由	必要書類 ※同居の65歳未満の祖父母も必要です
①	就労 ※1か月あたり、48時間以上	・就労証明書 ・自営用就労状況申告書 ※自営業（農業・漁業等）の方で、事業主が本人または親族の場合に必要。
②	妊娠、出産	・母子手帳のコピー（表紙及び分娩日記載部分）
③	保護者の疾病、障害	・疾病、障がい状況申告書 ※疾病の場合、上記申告書に医師の診断記入必要 ※障がいの場合、上記申告書に加え障害者手帳（身体・療育・精神）のコピー
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ※1か月あたり、48時間以上	・介護、看護状況申告書 ※上記（必須）に加え、以下のいずれか ・介護保険被保険者証のコピー ・診断書、または、入院証明
⑤	災害復旧	・り災証明書
⑥	求職活動（起業準備を含む）	・求職活動専念申立書
⑦	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ※1か月あたり、48時間以上	・在学証明書及び在学期間と月就学時間がわかるもの
⑧	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	・産前産後・育児休業証明書
⑨	その他市が認める場合	・市が求める書類

(E) 利用者負担額（保育料）算定のための書類（下記に該当する方のみ）

【4～8月入所の場合】 令和5年1月1日現在の住所地が玉名市外の方	令和5年度 市町村民税所得課税証明書または非課税証明書 令和5年1月1日の居住市町村が発行する証明書 ※政令指定都市以外の場合は、支給認定申請書にマイナンバーを記載し個人番号（通知）カードの写しを添付のうえ、申込書に課税市町村名を記入することで省略できます。
【9～3月入所の場合】 令和6年1月1日現在の住所地が玉名市外の方	令和6年度 市町村民税所得課税証明書または非課税証明書 令和6年1月1日の居住市町村が発行する証明書 ※政令指定都市以外の場合は、支給認定申請書にマイナンバーを記載し個人番号（通知）カードの写しを添付のうえ、申込書に課税市町村名を記入することで省略できます。
海外赴任中の方	令和4年中の収入が分かる証明（国内給与と海外給与が両方ある場合は両方提出） ※社会保険料や生命保険料控除など、所得控除となるものがわかる書類があればそれも提出してください。 ※令和6年9月以降利用を希望される場合は、令和5年中の収入が分かる証明等を、6月以降、市が指定する期限までに提出してください。

●入所の選考・決定

希望する保育所・認定こども園・地域型保育事業所への入所は、申込書類及び保育を必要とすることを証明する書類をもとに、入所基準の審査を行ったうえで入所の可否を判断します。保育所・認定こども園・地域型保育事業所には施設面積や児童数に応じた職員の定数など、安全で健康的な保育を行うための基準に基づいて設定された定員があります。定員を超えて入所申込みがあった場合は、選考基準に基づき、「入所の必要性・緊急性」が高い順に入所決定をします。希望どおりに入所できない場合があります。

また、継続入所申込者についても、保育を必要とする事由が明確でない場合や保育料の滞納があるなど市の判断で聞き取りの必要がある世帯は、新規入所と同じ取扱いになります。

●利用調整結果のお知らせ

令和6年2月中旬以降順次通知する予定です。事前のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。やむを得ず、入園（所）を辞退される場合は、速やかに市役所子育て支援課へお知らせください。

●利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、保護者の市町村民税（均等割・所得割）の課税状況で算定します。市町村民税所得割額は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除などの税額控除前の額を適用します。

令和6年4月から令和6年8月までの利用者負担額は令和5年度の市町村民税課税額、令和6年9月から令和7年3月までの利用者負担額は令和6年度の市町村民税課税額により決定します。

※税資料未提出もしくは未申告など不備だった方の利用者負担額は、最高階層で決定します。

※令和元年10月より、3歳以上のすべての子どもと3歳未満児の非課税世帯は無償化されています。

【利用者負担額表 2・3号認定】

（単位：円）

階層区分	利用者負担額（月額）			
	3歳未満児クラス（3号認定）		3歳以上児クラス（2号認定）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1 生活保護世帯	0	0	0	0
2 市町村民税非課税世帯	0	0		
3-1 市町村民税均等割のみ	11,000	10,800		
3-2 所得割48,600円未満	14,000	13,800		
4-1 所得割48,600円以上65,000円未満	19,000	18,700		
4-2 所得割65,000円以上81,000円未満	20,000	19,700		
4-3 所得割81,000円以上97,000円未満	23,000	22,600		
5-1 所得割97,000円以上133,000円未満	32,000	31,500		
5-2 所得割133,000円以上169,000円未満	35,000	34,400		
6-1 所得割169,000円以上235,000円未満	36,000	35,400		
6-2 所得割235,000円以上301,000円未満	38,000	37,400		
7-1 所得割301,000円以上349,000円未満	40,000	39,300		
7-2 所得割349,000円以上397,000円未満	42,000	41,300		
8 所得割397,000円以上	45,000	44,200		

◆ 階層は、児童と同一生計の父母の市町村民税の課税状況に基づいて認定しますが、同居の祖父母がある世帯で、児童の父母に市町村民税の課税額が無い場合は、同居の祖父母の市町村民税の課税状況に基づいて認定する場合があります。

◆ 月途中で保育必要量、認定区分の変更（3号→1号、2号→1号）があった場合、翌月より利用者負担額が変更となります。

◆ 満3歳に到達したことにより、3号認定から2号認定に切り替わった場合でも、満3歳に到達した年度中の利用者負担額は、3号認定と同額を適用します。

◆ 小学校就学前の範囲内に保育所や幼稚園等を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、市町村民税所得割額が57,700円未満である場合は、小学校就学後であっても生計同一の子どもであればカウントすることができます。

◆ 多子世帯（18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯）で、第3子以降が保育所等に入所の場合は、利用者負担額が減額されます（7-1階層～8階層を除く）。

◆ ひとり親世帯や、在宅障害児（者）がいる世帯の場合で下記の階層区分に該当する場合は、利用者負担額の軽減措置があります。

（単位：円）

階層区分	利用者負担額（月額）			
	3歳未満児クラス（3号認定）		3歳以上児クラス（2号認定）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2階層	0		0	0
第3-1階層、第3-2階層	4,000			
第4-1階層、第4-2階層のうち市町村民税所得割が77,101円未満の世帯	7,000			

◆ 上記利用者負担額のほかに、3歳以上児クラスは副食費（給食費）の支払いが必要です。また、園によって送迎バス利用代などの実費負担や上乗せ徴収費がかかる場合があります。詳しくは、園におたずねください。

◆ 利用者負担額の納入方法

- 玉名市外の公立保育所、認定こども園、地域型保育事業をご利用の場合
⇒ 施設（公立保育所の場合は所在の市町村）へ直接お支払となります。
- 保育所（私立保育所、玉名市内の公立保育所）をご利用の場合
⇒ 玉名市へ直接お支払いいただきます。方法は原則口座振替となります。

●認可保育所（園） （福）は社会福祉法人、（学）は学校法人です

施設名称	定員	受入可能月齢	設置者	所在地	電話番号 (市外局番 0968)	保育時間		延長保育	一時預かり
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間		
たまな だいいち ほいくしよ 玉名第1保育所	70	6ヶ月頃	玉名市	〒865-0051 繁根木163	72-3032	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
いくら ほいくしよ 伊倉保育所	90	6ヶ月頃	玉名市	〒865-0041 伊倉北方2915	72-2497	7:30~19:00	7:30~15:00	○	
とよみず ほいくしよ 豊水保育所	40	6ヶ月頃	玉名市	〒865-0047 川島629-2	76-0201	7:30~18:30	7:30~14:00		
たかみち ほいくえん 高道保育園	60	8ヶ月頃	(福) 岱明憲章会	〒869-0203 岱明町浜田501	57-0614	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
おおの ほいくえん 大野保育園	70	6ヶ月頃	(福) 敬愛福祉会	〒869-0222 岱明町野口2321-1	57-0133	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
なめいし ほいくえん 滑石保育園	60	3ヶ月頃	(福) 天水若竹会	〒865-0056 滑石1576-2	76-2447	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
むつあい ほいくえん 睦合保育園	60	4ヶ月頃	(福) 天水福祉事業会	〒869-0233 岱明町古閑307	57-0603	7:00~19:00	7:00~17:00	○	○
たまな ほいくえん 玉名くすのき保育園	120	3ヶ月頃	(福) 緑風会	〒865-0064 中1908-1	72-3277	7:00~19:00	7:00~17:00	○	○
めぐみ ほいくえん 慈保育園	90	3ヶ月頃	(福) 法輪会	〒865-0055 大浜町919-1	76-0188	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
けいあい ほいくえん 敬愛保育園	120	3ヶ月頃	(福) 敬愛福祉会	〒865-0065 築地2509	72-3229	7:00~19:00	7:00~17:00	○	○
たまな ほいくえん 玉名ゆりかご保育園	100	6ヶ月頃	(福) 横島保育園	〒865-0016 岩崎82	73-8674	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
ぬかみね ほいくえん ぬかみね保育園	130	3ヶ月頃	(福) 緑風会	〒865-0066 山田1836-157	73-4342	7:00~19:00	7:00~17:00	○	○
おおくらのほいくえん おおくらの森保育園	105	6ヶ月頃	(福) せるふねと21	〒865-0023 大倉1503-1	74-1531	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
ちどり ほいくえん ちどり保育園	70	3ヶ月頃	(福) 法輪会	〒865-0055 大浜町4813	76-0583	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
ばいりん ほいくえん 梅林保育園	50	5ヶ月頃	(福) 光徳寺福祉会	〒865-0014 安楽寺247	74-2860	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
なべ ほいくえん 鍋保育園	60	8ヶ月頃	(福) 岱明憲章会	〒869-0211 岱明町鍋864	57-0134	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
よこしま ほいくえん 横島保育園	110	8ヶ月頃	(福) 横島保育園	〒865-0072 横島町横島2344-1	84-2138	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
たまみず ほいくえん 玉水保育園	105	3ヶ月頃	(福) 天水若竹会	〒861-5403 天水町部田見900	82-2349	7:00~19:00	7:00~17:00	○	

●認定こども園 ※定員は、保育認定（2・3号）の定員を記載しています。

施設名称	定員	受入可能月齢	設置者	所在地	電話番号 (市外局番 0968)	保育時間		延長保育	一時預かり
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間		
おおとりのほいくえん おおとりの丘認定こども園	70	6ヶ月頃	(学) 鳳学園	〒869-0232 岱明町上60-2	57-0234	7:30~18:30	8:30~12:30		
たまな ようちえん 玉名ルーテル幼稚園	78	6ヶ月頃	(学) 熊本ルーテル学園	〒865-0051 繁根木10-2	73-4096	7:30~18:30	8:00~16:00		
たけいめい ようちえん 岱明幼稚園	90	8ヶ月頃	(学) 岱明学園	〒869-0224 岱明町大野下266-2	57-4158	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
おあま ほいくえん 小あま保育園	60	3ヶ月頃	(福) 天水福祉事業会	〒861-5401 天水町小天6638	82-2618	7:00~19:00	7:00~17:00	○	○
たまきな ようちえん たまきな幼稚園	80	6ヶ月頃	(学) 光徳寺学園	〒865-0005 玉名1249-1	72-5810	7:00~19:00	7:00~18:00	○	
おおくらのほいくえん おおくらの森幼稚園	55	2歳児	(学) 松本学園	〒865-0023 大倉1503-1	72-2500	7:30~18:30	7:30~17:00		

●地域型保育事業 ※さくら保育園の定員は、地域枠の定員を記載しています。

施設名称	定員	受入可能月齢	設置者	所在地	電話番号 (市外局番 0968)	保育時間		延長保育	一時預かり
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間		
(小規模)あゆみほいくえん (小規模)あゆみ保育園	12	6ヶ月頃	(福) 緑風会	〒865-0064 中1923-3	82-8158	7:00~19:00	7:00~17:00	○	
(小規模)でんでん	19	4ヶ月頃	(福) 天水福祉事業会	〒865-0065 築地841-1	72-1500	7:00~19:00	7:00~17:00	○	○
(事業所内)さくらほいくえん (事業所内)さくら保育園	5	6ヶ月頃	(福) 玉医会	〒865-0005 玉名2194	73-6115	7:30~18:30	7:30~17:30		○

※保育時間は時間外保育（延長保育）を含む保育時間です。保育標準時間認定の方については園の開所時間の始期から11時間を超える利用、保育短時間認定の方については8：30から16：30までの範囲を超える時間の利用は延長料金がかかります。
※一時預かりの詳細につきましては、実施園に直接おたずねください。

玉名市役所 子育て支援課
Tel 0968-75-1120